

《 居宅介護支援重要事項説明書 》

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 **0985-64-8141** (月～金曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 _____ /管理責任者 田代 美幸

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	さやかオフィス株式会社
事業所所在地	宮崎市恒久南3丁目8番地17
指定年月日	平成20年6月12日
事業所の指定番号	居宅介護支援事業(宮崎県 4571500695号)
サービスを提供する実施地域	宮崎市、国富町

(2) 事業所の職員体制

管理者(主任介護支援専門員)	1名	事業所全般の統括、苦情処理等
主任介護支援専門員	3名	ケアマネジメント業務全般等
介護支援専門員	1名	ケアマネジメント業務全般等

(3) 営業時間

月曜～金曜日 8:30～17:30まで

※(土・日曜、祝日・12月29日～1月3日は休業)

3. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

- ・居宅介護支援費(i) 介護支援専門員取扱件数が45件未満の場合
要介護1・2 1,086 単位/月 要介護3・4・5 1,411 単位/月
- ・居宅介護支援費(ii) 介護支援専門員取扱件数が40件以上60未満
要介護1・2 544 単位/月 要介護3・4・5 704 単位/月

(ア) 加算を算定した場合

◇特定事業所加算(Ⅱ) 421単位/月

- ・専従の主任介護支援専門員を配置し、24時間連絡の取れる体制とする。
- ・定期的に利用者に関する情報や留意事項に係る伝達を目的とした定期的な会議の開催、定期的な研修、事例検討会開催等の実施。
- ・中重度者や困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施する。
- ・地域包括支援センターとの連携を取りながら地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする。

◇初回加算 300単位/月

◇特定事業所集中減算 △ 200単位

◇入院時情報連携加算(Ⅰ) 250単位 (入院時3日以内に情報提供)

◇入院時情報連携加算(Ⅱ) 200単位 (入院時7日以内に情報提供)

◇退院・退所加算 Iイ 450単位 (1回 カンファレンス無し)

◇退院・退所加算 Iロ 600単位 (2回 //)

◇退院・退所加算 IIイ 600単位 (1回 カンファレンス有り)

◇退院・退所加算 IIロ 750単位 (2回 //)

◇退院・退所加算 III 900単位 (3回 //)

◇通院時情報連携加算 50単位/月

利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報を受けたうえで居宅サービス計画書(ケアプラン)に記録した場合。

◇ターミナルケアマネジメント加算 400単位

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をいただきます。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

4. サービスの利用方法

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替させていただくことがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

5. 緊急時の対応について

24時間連絡体制を整えています。電話連絡を受けた職員が、担当介護支援専門員へ連絡いたします。また、緊急の場合は他の介護支援専門員が必要な対応を行います。

6. 医療との連携について

(1) 医療・介護の連携により質の高いサービスを提供するため、利用者様の主治医へ担当介護支援専門員であることを報告し、病状または生活上の留意点について主治医の意見を伺うことについてご了承ください。利用者様に置かれましても、担当の介護支援専門員の所属と氏名を主治医等へお伝え頂くようお願いいたします。

(2) 入院時の対応

体調不良等によりやむを得ず入院した場合において、主治医の病院等への入院とならないことがあり得ます。スムーズな連携が図れるよう、入院した医療機関等の担当医及び担当者（医療ソーシャルワーカー・看護師等）へ担当の介護支援専門員の所属名と氏名をお伝え頂くようお願いいたします。

7. 介護サービス情報公表制度について（別紙1）

年に2回、管轄の保険者に対して、「特定事業所集中減算対象サービスに係る届出書」を提出しています。これはケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を集計したものです。時期に応じて提示、説明を行います。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

◆苦情受付窓口 さやかオフィス株式会社 管理者 田代 美幸

◇連絡先 0985-64-8141

◆受付時間 月曜～金曜日 8時30分～17時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

(介護保険全般に関するお問い合わせ) 宮崎市役所 介護保険課	住 所：宮崎市橘通西1丁目1-1 電 話：0985-21-1777
(介護サービスの苦情について) 宮崎県国民健康保険団体連合会	住 所：宮崎市下原町231-2 電 話：0985-35-5301
(福祉サービス利用援助事業の適正な 運営確保のための助言・勧告、苦情解決) 宮崎県福祉サービス運営適正化委員会	住 所：宮崎市原町2丁目22 電 話：0985-60-0822

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	宮崎市恒久南3丁目8番地17
	名称	さやかオフィス株式会社
	代表者	代表取締役 江藤 勇氣

説明者 _____

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

本人との関係 ()

